

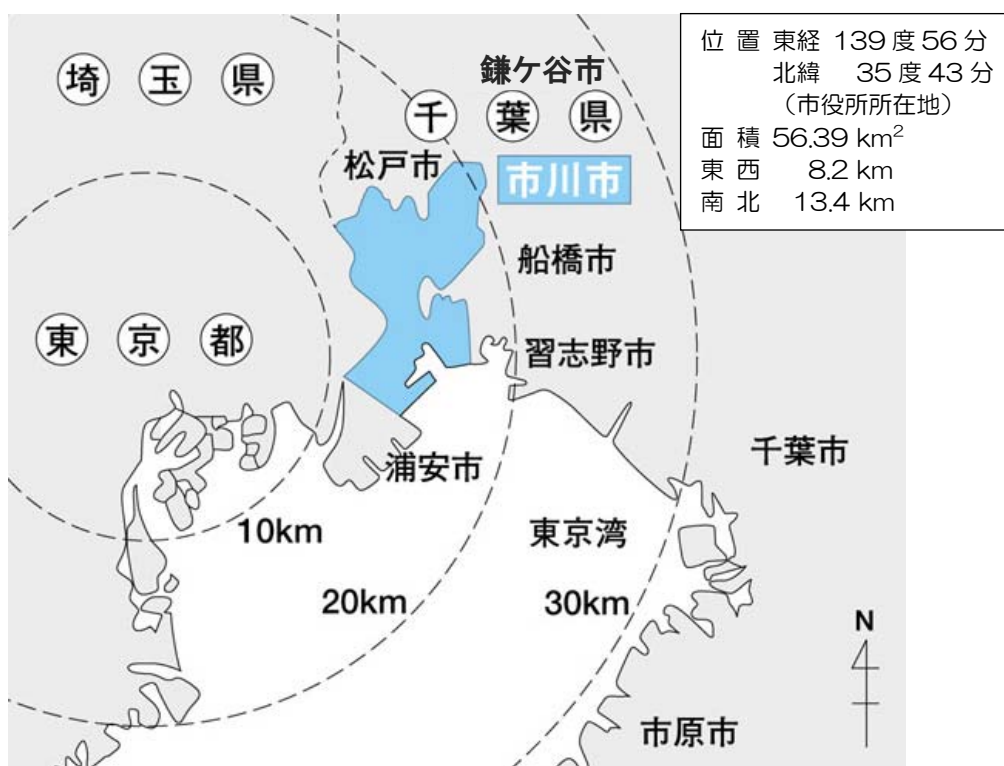
第2章 環境の現状と課題

第1節 市川市の概況

(1)位置

市川市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区、葛飾区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約20kmの圏内にあり（図2-1）、良好な郊外住宅都市として発展しています。

市域の総面積は 56.39 km²、東西の距離は 8.2 km、南北の距離は 13.4 km となっています。



資料：市川市ホームページ

(2)地勢

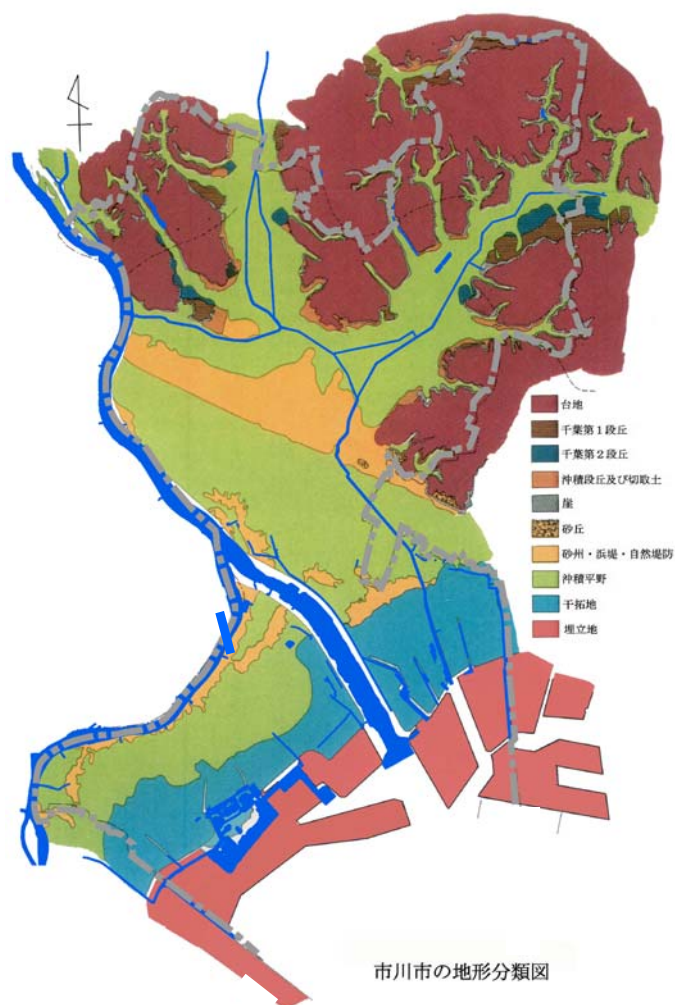
本市の地形は、北部から南部に向かってやや傾斜していますが、おおむね標高 2～3mの平坦地が多くなっています（図2-2）。

北部一帯は標高 20m程度のなだらかな台地となっており、大きく3つに分けることができます。これらの台地の間を国分川と大柏川が流れています。

台地の南には沖積層からなる標高5m以下の低地が広がり、平坦地となっています。市の中央部の地域は、周辺の地域よりも2～4m程度の小高い砂地になっており、「市川砂州」と呼ばれています。

市の中央部から南部に広がる低地は約 1000 年前に陸化してできた平坦な地形であり、東京湾に面している地域は昭和 30 年代後半以降に大規模な海面埋立により造成された土地です。

図 2-2 市川市の地形分類図



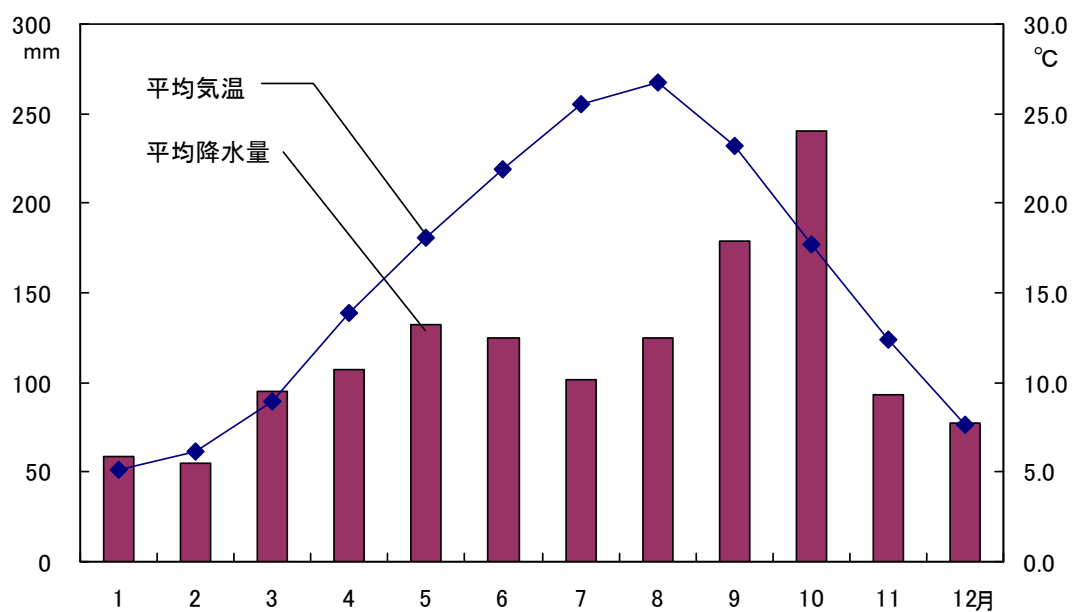
資料：市川市自然環境保全再生指針

(3) 気候

本市の過去 10 年間（平成 13 年から平成 22 年まで）の年間平均気温は 15.6℃、月別の最低平均気温は 1 月の 5.1℃、最高平均気温は 8 月の 26.7℃であり、おおむね温暖な気候です（図 2-3）。

また、年間平均降水量は 1,390mm で秋季に多く、冬季に少ない傾向になっています。

図 2-3 市川市の過去 10 年間の平均気温・降水量



資料：市川市統計年鑑

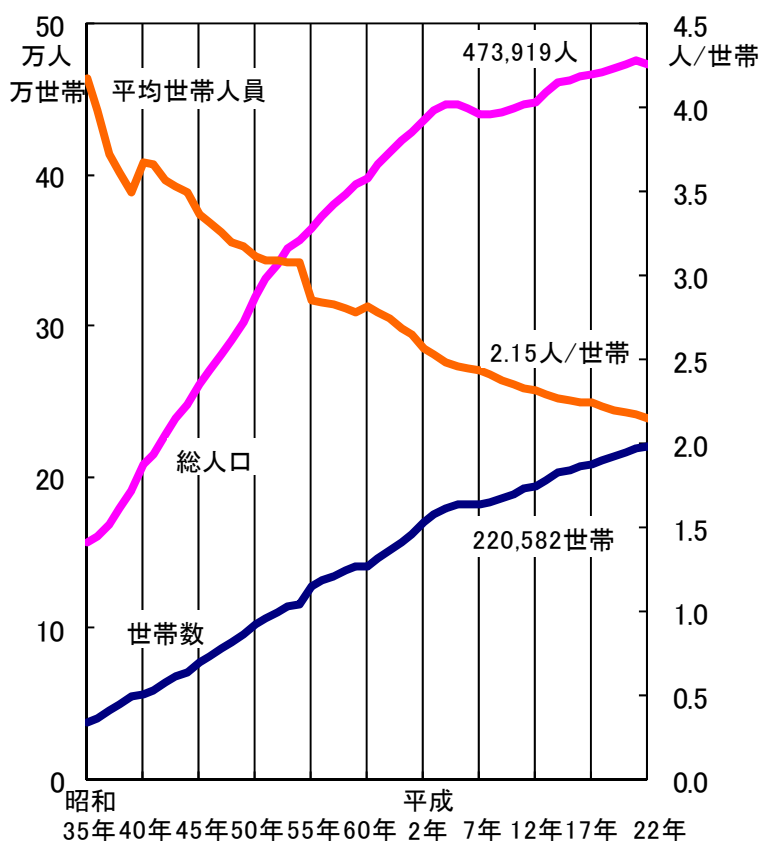
(4)人口

本市は都心に近く、通勤に便が良いことなど、住宅衛星都市としての条件に適しているため、昭和30年代後半から人口が急増しましたが、その後に鈍化し、近年はほぼ横ばいの状況にあります。

本市の平成22年10月1日の人口は473,919人、世帯数220,582世帯、人口密度8,404人/km²となっています(図2-4)。人口については、前年からやや減少しています。

将来予測においては、平成32年の推定人口は472,000人余りと見込まれています。

図2-4 市川市の人口の推移



資料：市川市統計年鑑

(5) 土地利用

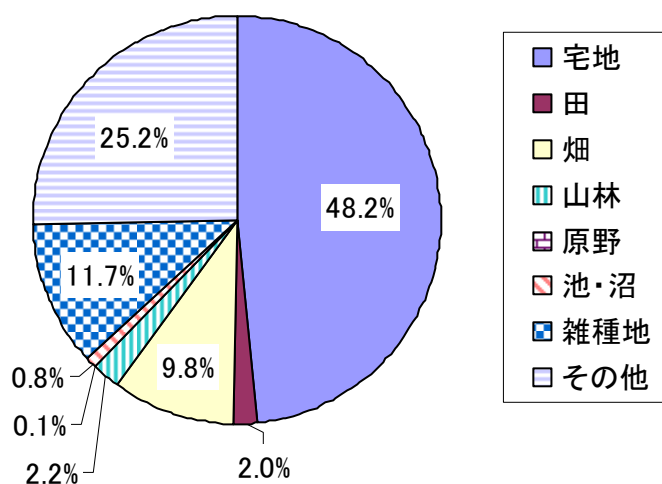
本市の総面積のうち、宅地が市域の 48.2%と多くを占め、一方、田が 2.0%、山林が 2.2%と少なくなっています（図 2-5）。これは昭和 40 年代以降の急速な都市化で田園や山林などが次第に減少したためです。

北部は比較的田畑の割合が多く、まとまった農地を有した地域となっています。また、大学や病院などの公益施設の集積も見られるとともに、一部は風致地区に指定されています。

中部は宅地、商業地、工業地の割合が多く、都市化が進んだ市街地となっています。JR 総武線の駅に近く、商業の集積も見られるため、工業地では共同住宅等への土地利用の転換が見受けられます。

南部は計画的に整備された住宅地、埋立事業による工業地、行徳近郊緑地などの特別緑地保全地区などが存在する地域となっています。一方、寺社や歴史的な建築物などの街並みも残されています。

図 2-5 市川市の地目別面積構成比 平成 22 年 1 月 1 日現在



資料：市川市統計年鑑

(6)産業

本市の平成18年10月1日の事業所数は12,127事業所で、減少傾向にあります。

産業分類別事業所構成比を見ると、卸・小売業が27.2%を占め、飲食店・宿泊業が15.0%、不動産業10.7%となっています（図2-6）。

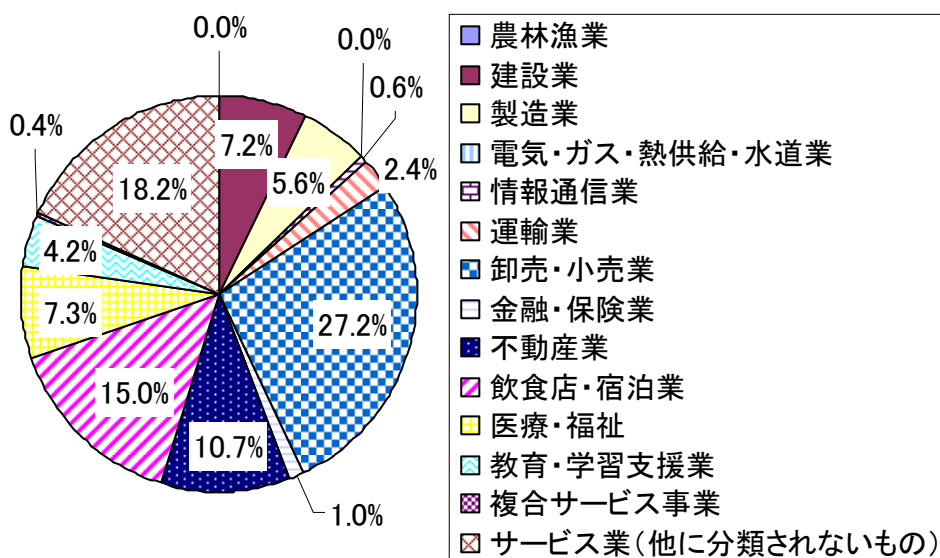
工業は、南部の埋立地に鉄鋼や金属製品といった工業地帯が立地し、内陸部には衣服や食料品などの軽工業を中心とした工場が立地しています。

商業は、経営規模の小さい店舗がほとんどですが、市川駅、本八幡駅、行徳駅、妙典駅、鬼高地区に比較的規模の大きな商業集積が見られます。

農業は、優れた品質を誇るナシ栽培を始め、施設野菜、花き園芸など生産性・収益性の高い都市農業が行われています。

水産業は、ノリ、アサリなど浅海養殖漁業を中心とした東京湾内の漁業が行われています。また、「江戸前」ブランドのスズキ、カレイなども水揚げされています。

図2-6 市川市の産業分類別事業所構成比 平成18年10月1日現在



資料：市川市統計年鑑

(7)交通

本市は東京都に隣接し、千葉県との玄関口であることから、東西に走る国道14号（千葉街道、京葉道路を含む）を主軸とし、南北に放射状の道路網を構成しています（図2-7）。都市計画道路の整備率は行徳地域で約96%ですが、江戸川放水路以北の地域では約28%と低くなっており、道路渋滞の解消が課題となっています。

現在、東京外郭環状道路や都市計画道路3・4・18号等の整備が進められており、今後は南北方向における交通の円滑化、都市機能の向上が期待されています。

一方、鉄道は、東日本旅客鉄道、京成電鉄、東京地下鉄、東京都交通局、北総鉄道の5社7路線が整備されています。バス網としては、京成バス、京成トランジットバス、京成タウンバス、東京ベイシティ交通の路線バスが運行されており、通勤・通学等の交通手段として大きな役割を果たしています。また、交通不便地域の解消のため、市ではコミュニティバスの運行を平成17年10月から開始しています。

図2-7 市川市の主要交通機関



第2節 環境の現状と課題

(1) 自然環境

ア 現状

昭和 30 年代後半からの急激な人口増加に伴い、多くの山林や農地の宅地化が進みました。しかし、関係者などの努力により北部の台地周辺に山林が残され、優れた景観を形成しています。このほか、梨畑を中心とした農地や屋敷林、市街地に残るクロマツなどにより、身近に緑を楽しむことができます。南部では、野鳥観察舎を中心とした区域が行徳近郊緑地特別保全地区に指定され、まとまった緑が存在する地域となっています。

しかし、都市化に伴い多くの山林や農地が失われた結果、樹林地の分断・孤立化などが起こり、自然環境のつながりが薄れ、地域の生物多様性が低下しています。

(ア) 山林

里見公園周辺を中心に北部台地の縁に斜面林が残され、平地林は柏井青少年の森周辺などの一部に残されています。斜面林はその再生に長い年月を要することや緑視的効果も高いため、今後も保全が望まれています。



(イ) 江戸川河川敷

防災機能の充実とともに自然環境への配慮も行われるようになり、河川敷の緑地は生き物の生息空間として重要な区域となっています。放水路の干潟はトビハゼの日本の北限の生息地となっています。

(ウ) クロマツ

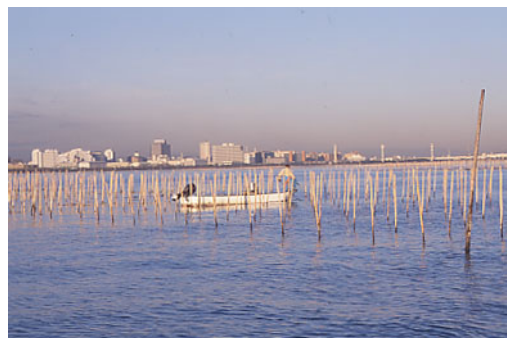
中部の東西に伸びる市川砂州上には多くのクロマツが生育し、その景観は市街地の緑の代表となっています。かつて防風林として植栽されたものが起源と考えられ、100 年以上の樹齢を持つものもあります。

(エ) 公園

市民一人当たりの公園面積は平成 12 年度の $2.68\text{m}^2/\text{人}$ から平成 22 年度は $3.08\text{m}^2/\text{人}$ に増加しています。今後も都市公園の整備に努めていくことが求められています。

(オ) 三番瀬

市川市、船橋市などの沖に広がる干潟や浅瀬は総称して「三番瀬」と呼ばれており、魚貝や水鳥の生息場所、漁場のほか、水質の浄化などの様々な機能を備えています。しかし、これまでの埋立てなどにより海域としての連続性が乏しくなり、潮の流れの変化、青潮の発生などの問題も発生しています。



イ 現在までの取り組み

公園の再整備や緑地の整備とともに、誘導案内板の設置や小塚山公園と堀之内貝塚公園の連携強化等により、自然とのふれあいの場の整備を行いました。大柏川においては水辺プラザ、江戸川においてはサイクリングロードや桜並木などの市民が親しめる水辺空間の整備に努めました。

また、市民共有の財産である自然環境を次世代へ継承するため、平成 18 年 3 月に「市川市自然環境保全再生指針」を策定しました。平成 18 年度以降はこの指針に基づき、国府台緑地やじゅん菜池緑地などの管理計画を作成し、自然環境の保全に努めるとともに、イノカシラフラスコモなどの希少生物の保護保全にも努めています。

このほかにも、野鳥観察舎や自然博物館の管理など、自然と身近にふれあえる環境づくりを進めるとともに、減農薬栽培の推進、市民農園などの充実、漁港整備の基本計画の策定など、自然と関連する産業の振興を図っています。

ウ 今後の対応

今後、「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の考え方を市の施策をはじめ、市民や事業者にも浸透させていく必要があります。

また、雑木林の手入れ不足や耕作の放棄などにより自然環境が変化していること、地価高騰などで公園などの用地の確保が難しい状況にあること、三番瀬については自然環境の保全再生と漁業やレクリエーションなどの人の利用との調和を図っていくことなどの様々な課題があり、地域とともに自然環境を保全再生していく仕組みづくりが求められています。

さらに、多くの市民が参加したくなる講座や観察会の開催等を通して、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、自然環境の保全に関する理解を深めていく必要があります。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成 12 年度	平成 22 年度
自然環境保全再生指針の策定	実績	—	指針の策定 (平成 17 年度)
イノカシラフラスコモの保護保全	実績	検討委員会の 立ち上げ	じゅん菜池緑地 での保護保全
都市緑地や優良な民有樹林地の保全	公有地化面積	211,366m ²	233,431m ²
地区指定による、斜面林・社寺林の保全	保全地区数	4 箇所	4 箇所
協定樹木の管理（所有者との協定締結）	協定本数	—	158 本
水と緑の回廊の整備	案内板数	—	10 箇所
野鳥観察舎の管理・運営	来館者数	13,933 人	14,767 人
自然博物館の管理・運営	入館者数	75,149 人	94,320 人
市民農園・体験農園等の設置	区画数	1,301 区画	1,399 区画

(2)地球環境

ア 現状

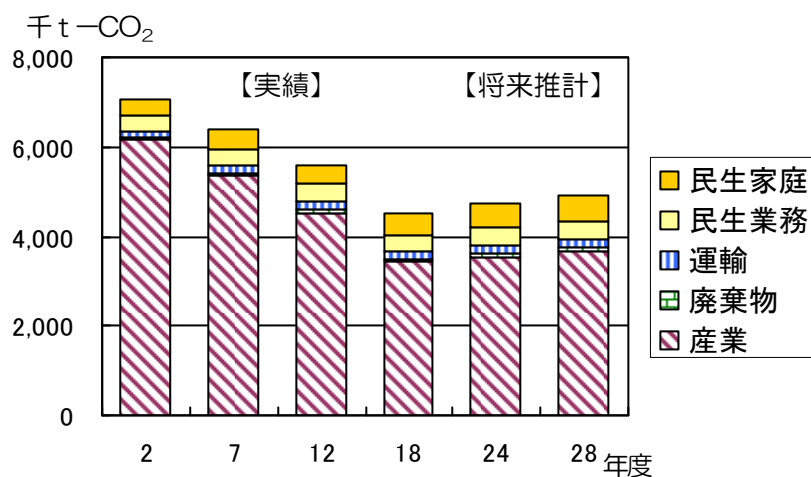
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が平成19年に公表した第4次評価報告書では、地球温暖化は私たちの大量のエネルギー消費活動の結果であることはほぼ間違いないと述べています。このまま放置すると深刻な環境の変化を招き、その影響は食料生産や住環境だけでなく、地球全体の平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超える状況になると、約20～30%の動植物種の絶滅リスクが高まるだろうと予測され、私たちの生活基盤そのものを揺るがすものになることが懸念されています。

このほかにも地球環境問題には、主にヨーロッパで森林や農作物などに被害を与えている「酸性雨」、フロン類が大気中へ放出され、地上への紫外線到達量が増加することによる人体への被害や生態系への影響が懸念される「オゾン層の破壊」、樹木の過度の伐採による「熱帯林の減少」、過放牧や過開墾などによる「砂漠化」、海底油田や船舶からの原油流出などによる「海洋汚染」などがあり、世界各国が協力して対策を進めていかなければなりません。

本市における二酸化炭素の排出量（図2-8）は、平成2年度の705万トン-CO₂に対し、平成18年度は451万1千トン-CO₂であり、産業部門の著しい減少により、36.0%の大幅な減少となっています。

しかし、今後、新たな対策が追加されないと仮定した場合、将来（平成28年度）は、平成18年度に比べて9.4%増加すると推計されており、積極的な取り組みが求められています。

図2-8 市川市の二酸化炭素排出量の推移



※平成24年度及び平成28年度は推計値

資料：市川市地球温暖化対策地域推進計画

イ 現在までの取り組み

私たちの日常生活を環境にやさしい暮らしへと変えていくために、啓発冊子を作成・配布するとともに、市長から委嘱を受けた「エコライフ推進員」と協働して省エネルギーなどの普及啓発に努めています。

また、事業者との協働により、家庭や職場でのセタライトダウンを呼びかけるとともに、エコライフのメニューを紹介する「クールアース・デー」の取り組みを実施しています。

平成 20 年度に「市川市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成 22 年度にはその推進組織である「市川市地球温暖化対策推進協議会」を設置するとともに、市民、事業者、行政が協働して緑のカーテンなどの取り組みを実施しています。

このほか、公共施設における省エネルギー・省資源の取り組みや再生可能エネルギーの導入に加えて、市民への住宅用太陽光発電システムの普及促進も図っています。

ウ 今後の対応

市川市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、部門ごとのエネルギー使用量に係る削減目標の達成に向け、市民、事業者、関係団体、市が自ら積極的に取り組むとともに連携を強化して、市全域の地球温暖化対策を推進していくことが求められています。

また、この計画には、市全体の二酸化炭素排出量は将来的には増加に向かうことの予測が示されており、あらゆる主体がこれらの情報を共有するとともに地球温暖化問題への理解を深めて、各自の行動につなげていくことが必要です。

酸性雨については原因物質の排出抑制、オゾン層の破壊についてはフロン類の排出抑制を継続していくことが必要です。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成 12 年度	平成 22 年度
エコライフ推進員による啓発	啓発活動回数	—	34 回
	参加者数	—	4,370 人
クールアース・デーの取り組み	参加者数	—	636 人
環境家計簿の普及促進	手段	冊子	インターネット
	取組世帯数	746 世帯	786 世帯
緑のカーテンの推進	設置公共施設数	—	34 施設
地球温暖化対策地域推進計画	実績	—	指針の策定 (平成 20 年度)
公共施設での省エネルギー・省資源の推進	二酸化炭素排出量増減 (平成 11 年度比)	—	+6.6%
事業活動から排出される温室効果ガスの抑制	要請事業所数	94 事業所	72 事業所
住宅用太陽光発電システムの設置助成	助成件数<累積>	17 件	746 件

(3)生活環境

ア 現状

(ア) 大気環境

高度経済成長期には、工場等や自動車交通量の増加などにより大気汚染物質の排出が急激に増加し、大気環境が悪化しましたが、その後、排出ガスの規制などにより改善が進んでいます。

① 硫酸酸化物

主な発生源は、重油等の燃料によるものですが、燃料の低硫酸化や排煙脱硫装置の設置などの対策により改善され、全ての測定局で環境基準を達成しています。

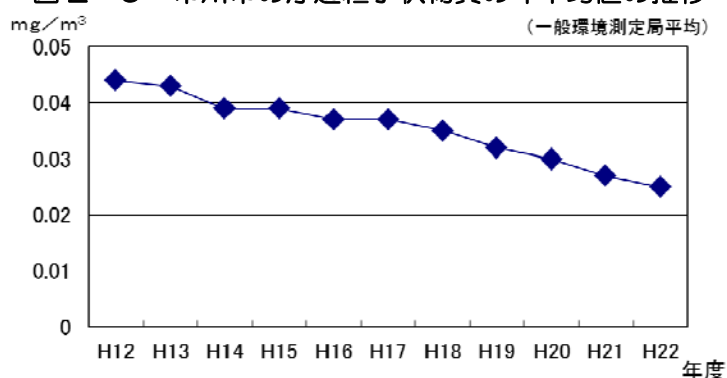
② 一酸化炭素

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する有害ガスであり、自動車排出ガスの規制により、全ての測定局で環境基準を達成しています。

③ 浮遊粒子状物質（SPM）

主に自動車や工場等からの排出、土壌粒子の舞い上がりなどにより発生します。近年は減少傾向にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています(図2-9)。

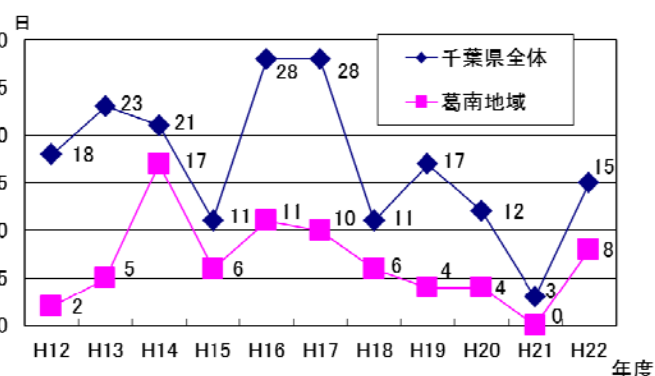
図2-9 市川市の浮遊粒子状物質の年平均値の推移



④ 光化学オキシダント

自動車や工場等から排出された炭化水素、窒素化合物などが、大気中で光化学反応を起こすことにより生成されます。毎年、環境基準を超過していますが、「光化学スモッグ」注意報の発令は気象条件の影響を受けるため、日数の推移は一様ではありません(図2-10)。

図2-10 光化学スモッグ注意報発令日数の推移



⑤ 窒素酸化物

主な発生源は自動車排出ガスです。規制等により近年は全ての測定局で環境基準を達成しています。

⑥ 炭化水素

液体燃料の精製、燃料及び可燃物の不完全燃焼などにより発生します。一部の測定局では、指針値を超過しています。

⑦ 有害大気汚染物質

環境基準が定められている4物質(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベン

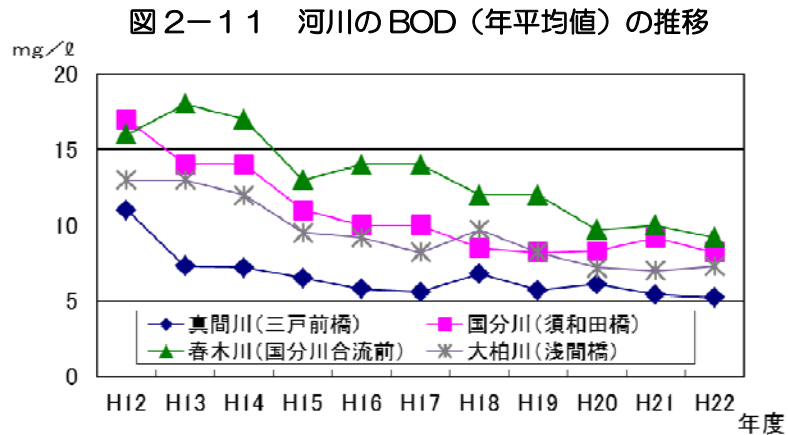
ゼン、ジクロロメタン) は、基準値を達成しています。

⑧ アスベスト

一般大気環境及び公共施設における調査結果ではいずれも不検出となっています。

(イ) 水環境

高度経済成長期における急激な工業化や都市化によって、事業系排水や生活排水が河川等の自然浄化能力を超えて流れ込んだことから、水環境が悪化しましたが、昭和40年代以降の法令等の整備により改善が進んでいます(図2-11)。



① 河川

平成22年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成しており、生活環境項目(BOD)についても全ての地点で環境基準を達成しています。

② 海域

平成22年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目(COD)については沖合域の4地点で環境基準を超過しています。また、富栄養化の指標となる全磷については沿岸域の地点で環境基準を超過しています。

(ウ) 地質環境

地質環境は、土壌と地層、これらの隙間にある地下水や地下空気から構成されています。

① 地盤沈下

昭和35年頃から急激な沈下が発生しましたが、地下水採取の規制や工業用水道への転換などの対策により、昭和40年代後半から沈静化しています。

② 地下水汚染

地下水の汚染状況調査結果では、揮発性有機化合物、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過している地点があります。

(エ) 騒音・振動・悪臭

都市の過密化や規制緩和に伴う宅地化の進展による住工混在化、ライフスタイルの変化などにより、騒音、振動や悪臭の問題が発生してきました。

① 環境騒音

北部の市街化調整区域や低層住居専用地域では、風や木の葉のふれあう音などに代表される自然の音が主な音源となり騒音レベルは低くなっています。中部の商業系地域や住居系地域では、自動車や鉄道等の交通機関が主な音源となり騒音レベルは高く、南部の工業系地域や住居系地域では、工場や自動車が主な音源となり騒音レベルが高くなっています。

② 自動車交通騒音・振動

騒音については比較的交通量の多い主要幹線道路で環境基準を超過している地点があります。振動については全ての地点で要請限度を満たしています。

③ におい環境

不快なにおい（悪臭）の発生源は、工場等からの排気臭、飲食店の調理臭、自動車排出ガス、下水臭など様々です。用途地域別の苦情発生件数は、住居系地域や工業系地域において高い傾向にあります。

（オ）化学物質対策

ダイオキシン類調査（大気・水質・土壌）及び有害大気汚染物質モニタリング調査では、全地点で環境基準を満たしています。

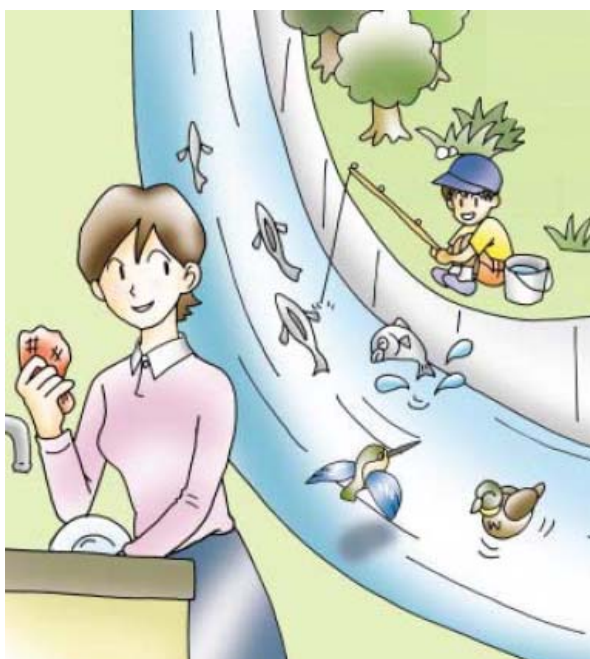
（カ）生活に関する新たな問題

近年、建物の密集化などの都市化の進展に伴い、ヒートアイランド現象や日照阻害、風害、鉄道在来線の騒音などの環境基準が設定されていない市民の日常生活に関わる事項についても、問題が顕在化してきています。

（キ）放射線量低減対策

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を把握するため、平成 23 年 5 月末から、小中学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公園など市の施設における空間放射線量の測定を継続しています。

この結果、市内における自然被ばく線量を除いた事故由来の追加被ばく線量は、一部を除いて概ね 1mSv/年以下であると推定しています。



イ 現在までの取り組み

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び有害化学物質対策として、調査・監視と法令等に基づく規制・指導を行い、市民の生活環境の保全と健康の保護を図っています。

大気環境については、一般環境測定局と自動車排出ガス測定局により常時監視を行うとともに、光化学オキシダントについては4月から10月に監視体制を敷いています。また、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等の作業についての規制も実施しています。

水環境については、真間川、国分川、大柏川などの河川に加えて、海域の水質調査や内分泌かく乱化学物質を対象とした調査も実施しています。

地質環境については、地下水汚染の調査を実施するとともに、土壌汚染対策法の対象物質の使用等をやめた時点で、工場等に汚染状況の調査を指導しています。

騒音・振動については、自動車交通に関する調査の結果、一定の限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、道路管理者や千葉県公安委員会に対して対応を要請しています。

悪臭については、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に対し規制基準に基づく指導を行っています。化学物質対策については、ダイオキシン類を始めとした有害化学物質の調査を実施しています。

事故由来の放射性物質対策については、小中学校、幼稚園、保育園、公園などにおける空間放射線量の定期的な調査のほか、側溝清掃、砂場の管理、草刈りや樹木の剪定など、空間放射線量の低減に努めています。また、小中学校等の給食食材の放射性物質検査等も実施しています。さらに、平成23年9月には「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」（同年11月改訂）を定め、これに基づく「市川市放射線量低減実施計画」（平成23年11月策定）により、低減対策に取り組んでいます。

ウ 今後の対応

従来は事業活動による環境負荷への対応が主な課題でしたが、近年は市民生活を起因とする環境への負荷が問題となっています。また、日常の生活と密接な関わりを持つ新たな問題も発生しています。これらの問題を解決するためには、環境に配慮するライフスタイルへの転換に加え、環境の保全及び創造を目指すまちづくりを推進していく必要があります。

また、事故由来の放射性物質対策については、平成24年8月末を目途に、追加被ばく線量を1mSv/年以下にすることを目指します。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成12年度	平成22年度
測定局による大気汚染の常時監視	測定局数	8局	8局
河川及び海域の常時監視	調査地点数	20地点	16地点
公共下水道整備汚水事業	整備面積<累積>	1,879ha	2,149ha
道路騒音の定期的調査	調査地点数	17地点	11地点
騒音に関する特定建設作業への規制	騒音規制法に基づく届出数	178件	285件

(4)資源循環・廃棄物

ア 現状

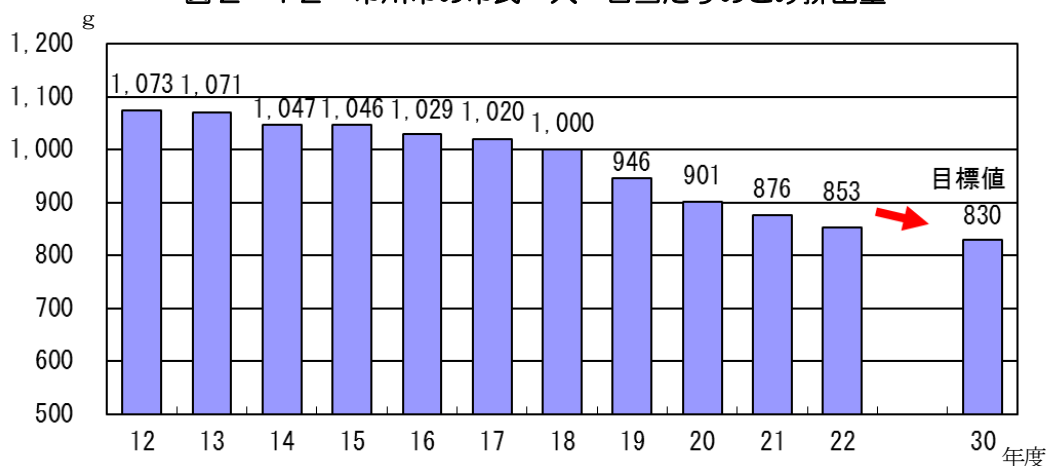
大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムは、経済的な豊かさと利便性をもたらしましたが、それに伴い、廃棄物の大量発生や質の多様化に加えて、地球規模での環境負荷の増大などの問題を深刻化させています。

本市では、市民一人一日当たりのごみ排出量は、年々増加していましたが、平成 12 年度をピークにしてその後は減少傾向にあります（図 2-1 2）。

資源化率は、家庭ごみと資源物の 12 分別の実施により平成 15 年度には約 20%に上昇しましたが、近年は僅かながら減少傾向にあります。

焼却処理量は、平成 13 年度から減少傾向にあります。焼却灰などの処分を市外の民間の最終処分場への埋立てに依存していることから、更なる削減が求められています。

図 2-1 2 市川市の市民一人一日当たりのごみ排出量



※目標値は市川市一般廃棄物処理基本計画のもの



イ 現在までの取り組み

家庭ごみの資源化と減量を推進するため、12分別収集の導入（平成14年10月）、ごみの減量のために身近にできる環境配慮行動としてのマイバッグ運動の展開、余熱利用施設「クリーンスパ市川」の整備などに取り組み、一定の成果を挙げてきました。

また、「市川市一般廃棄物処理基本計画」の策定から具体的事業の実施に至るまでの各段階で、「じゅんかんプロジェクト」や「じゅんかんパートナー」などを通じた市民参加を促し、市民と協働で循環を基調とした取り組みを計画的に進めています。

ウ 今後の対応

廃棄物処理に伴う環境への負荷の低減に向けて、ごみの排出量や焼却量の一層の削減など、廃棄物の最終処分量を削減していくことが重要な課題となっています。

また、資源化や最終処分量の削減については、家庭ごみの12分別収集により一定の効果は見られるものの、近年は停滞しており、「資源循環型都市いちかわ」を目指して、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた取り組みを強化していく必要があります。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成12年度	平成22年度
家庭ごみの分別収集	分別数	5分別	12分別
リサイクルプラザでの再生品販売	販売点数	2,559点	6,389点
不法投棄地区の巡回パトロール	日数（昼）	—	248日
プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）の再資源化	再資源化量	—	5,939 t
クリーンセンター施設見学の実施	参加団体数	82団体	79団体



ごみの焼却時の熱を有効利用するクリーンスパ市川

第3節 第二次環境基本計画に向けて

(1)環境行政に関する時代要請

本市では、平成12年2月に策定した第一次市川市環境基本計画に基づいた様々な施策を実践し、環境の保全及び創造について一定の成果が得られています。

しかしながら、地球環境問題のように依然として解決すべき課題は多く、また、新たな環境関連法令の制定、関連計画の策定など、環境行政を取り巻く国内外の状況の変化に伴う時代の要請に対応していく必要があります。

自然環境については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定(平成16年6月)、「生物多様性基本法」の制定(平成20年6月)、「生物多様性国家戦略2010」の策定(平成22年3月)など、生物多様性に関する法整備等が進められてきました。

地球温暖化については、「京都議定書」の発効(平成17年2月)、「京都議定書目標達成計画」の策定(平成17年4月)など、国際的な枠組みの構築と国内の法整備は大きく前進しましたが、温室効果ガス排出量の削減については、今後もあらゆる主体が参加・連携して取り組んでいくことが求められています。

生活環境については、大気や河川・海域の水質は経年的には改善傾向にありますが、光化学オキシダントや幹線道路周辺の騒音問題などについては依然として環境基準を達成しておらず、また、ヒートアイランド現象など都市での活動の集中を背景とした新たな問題も顕在化しています。

資源循環・廃棄物については、「循環型社会形成推進基本法」の制定(平成12年6月)や各種リサイクル関連法の整備を踏まえて3Rの推進に取り組んでいますが、資源化率の向上や最終処分量の削減などを更に進めていくことが課題となっています。

各分野に関連した環境活動や環境学習については、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定(平成15年7月)され、更なる情報提供や人材の確保、活動に参加できる仕組みづくりなどが重要となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害をもたらし、改めて自然災害の脅威を強く印象づけるとともに、今日の社会経済システムを自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、エネルギーや環境の面からさらに持続可能なものへと見直していく必要があることを認識する契機となりました。

今後は、事故で放出された放射性物質の対策を着実に実施するとともに、国におけるエネルギー政策並びに地球温暖化対策の重要な柱であった原子力政策の見直し内容を踏まえ、エネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの普及促進に加えて日常生活や事業活動における環境配慮を一層進めていく必要があります。

これらの課題に対応し自然の恵みを将来に引き継いでいくためには、多様な主体の協働のもとに「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」に向けた取り組みを統合的に展開し、持続可能な社会の実現に向けての人づくり・まちづくり・社会づくりを進めていくことが大切です。

(2) 市民意向

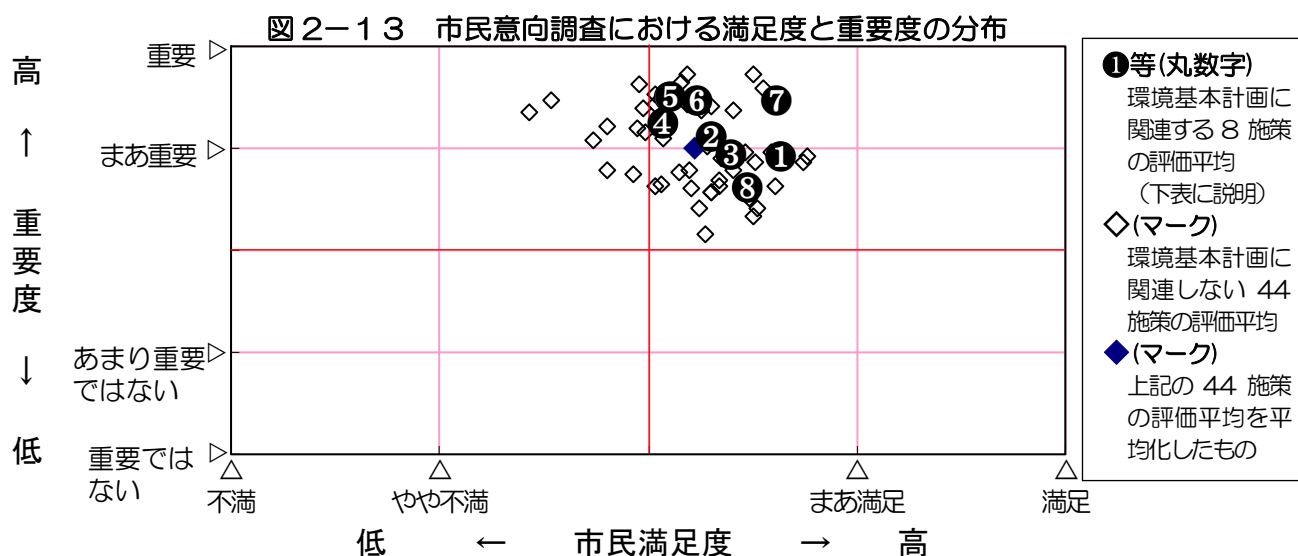
市川市総合計画第一次基本計画（平成13～22年度）の評価を進めるにあたり、市民意向に関する調査を行いました。本計画の策定において、この調査結果を活用します。次の内容は、市民意向調査の概要です。

ア 調査の方法・回収状況

- ・調査対象 : 市川市に居住する20歳以上の市民3,000人
- ・調査時期 : 平成21年12月（郵送による配布・回収）
- ・有効回答数 : 876（有効回答率 : 29.2%）

イ 環境基本計画に関連する主な分類（質問事項）の結果概要（図2-13）

市川市基本計画の大分類に基づく52の施策の取り組みについて、「満足度」と「重要度」のそれぞれについて質問しています。満足度についての評価では、「自然環境の保全」と「廃棄物処理体制の充実」について、相対的に高い結果となりました。一方、「地球環境問題」と「公害防止対策」については、満足度がやや低い結果となりました。重要度についての評価では、「公害防止対策」、「資源循環型社会の構築」、「廃棄物処理体制の充実」が相対的に高い結果となりました。



表示	質問事項	主な意見
①	自然環境の保全	・順調に進捗していると思います
②	緑豊かなまちづくり	・市街地に緑がもっと必要だと思います
③	水辺空間の創造	・調節池は散歩もできて良いと思います
④	地球環境問題	・徐々に取り組みが広まっていると思います
⑤	公害防止対策	・市の対策はもちろん、企業責任も大切です
⑥	資源循環型社会の構築	・製造や販売の方法から見直すべきです
⑦	廃棄物処理体制の充実	・市が力を入れていることは実感できます
⑧	環境に対する学習や活動の推進	・関心のない人を理解させることが課題だと思います

(3) 第二次環境基本計画の策定指針

第一次市川市環境基本計画からの主な改善点としては、施策の効果を市民に分かりやすく示すこと、進行管理を徹底することや関連する法令等に対応することなどが挙げられます。

本計画は、次に示す策定指針に則り、策定することとしました。

策定指針

- ①理解しやすい表現を用いること
- ②積極的な進行管理を行うこと
- ③対象となる施策を見直すこと
- ④関連計画及び環境行政の現状等との整合を図ること
- ⑤市民との協働を主とした計画とすること